

3 登録クラブ・団体に係る特例措置：

対象	特例措置	特例措置期間
準加盟クラブ	更新申請につきましては、自動車競技の組織に関する規定第2条5の1)の(4)の②に定める(b)(c)(d)を免除する措置を適用させていただきます。	2021年3月末日までの間
加盟クラブ	更新申請につきましては、自動車競技の組織に関する規定第2条5の2)の(4)の②に定める(b)(c)(d)を免除する措置を適用させていただきます。	
公認クラブ	更新申請につきましては、自動車競技の組織に関する規定第2条5の3)の(6)の①および②に定める(b)(c)(d)(e)を免除する措置を適用させていただきます。	
準加盟団体	更新申請につきましては、自動車競技の組織に関する規定第2条5の4)の(3)の②に定める(b)(c)(d)(e)を免除する措置を適用させていただきます。	
加盟団体	更新申請につきましては、自動車競技の組織に関する規定第2条5の5)の(3)の②に定める(b)(c)(d)(e)を免除する措置を適用させていただきます。	
公認団体	更新申請につきましては、自動車競技の組織に関する規定第2条5の6)の(5)の①および②に定める(b)(c)(d)(e)(f)を免除する措置を適用させていただきます。	